

グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている中小事業者等に対し、グリーンな取組（環境に配慮した取組、女性、障がい者、高齢者等の雇用、働きやすい職場環境の整備その他の社会や人にやさしい取組をいう。）に資する設備投資等を行う場合に、市が予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、賃金の引上げに向けた環境整備を支援し、もって企業の成長及び人材確保を図るため、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者等 別表1に掲げる者をいう。

(2) 大企業 中小企業者以外の会社をいう。

(3) みなし大企業 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 事業場内最低賃金 福山市内の本社又は事業所において常時雇用する従業員に支払われる賃金のうち、時間当たりの賃金額が最も低いものをいう。

(5) 事業所得 事業に係る収入金額から、必要経費を控除した額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小事業者等とする。ただし、みなし大企業を除く。

(1) 福山市内に本社又は事業所を有すること。

(2) グリーンな企業チャレンジ宣言（以下「チャレンジ宣言」という。）を申請していること。

(3) チャレンジ宣言の実現に資する取組を実施すること。

(4) 補助対象期間（第6条に規定する補助対象期間をいう。以下この号において同じ。）において、事業場内最低賃金を5円以上引き上げ、それに伴う賃金を支払うこと（常時雇用する従業員がない場合にあつては、補助対象期間における任意の1月における事業所得の金額が、前年同月における事業所得の金額と比較して増加していること。）。

(5) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金又は同法第15条第1項に規定する特定最低賃金の適用を受ける中小事業者等にあつては、当該基準を満たすこと。

(6) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(8) 現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

(10) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、チャレンジ宣言の実現に資する設備投資等とする。ただし、同一事業において、国又は他の地方公共団体その他の団体から補助金に類する助成を受けている場合を除く。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定める経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は、補助対象経費から除くものとする。

（補助対象期間）

第6条 補助の対象とする期間（以下「補助対象期間」という。）は、2026年（令和8年）1月1日から同年12月31日までとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、800,000円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書兼賃上げ計画書

(2) 収支予算書

(3) 誓約書

(4) 事業の開始日、主たる事業所等の所在地及び事業内容を確認できる書類（法人登記履歴事項全部証明書、個人事業の開業届等）の写し

(5) 補助対象経費に関する見積書等の写し

- (6) 支払相手方登録依頼書
- (7) その他市長が必要と認めた書類

2 同一の補助対象者による申請は、1回を限度とする。ただし、交付決定を受けなかった場合は、この限りでない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金交付決定通知書又はグリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(変更等の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業計画変更承認申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費の増減が20パーセント以内である場合は、この限りでない。

- (1) 変更後の事業計画書兼賃上げ計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項前段の規定により事業計画の変更を承認し、補助金の交付決定の内容を変更したときは、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金交付決定変更通知書によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

3 前項の場合において、補助対象経費が増額となった場合であっても、補助金の額は、当初の交付決定額を超えないものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業中止・廃止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金交付決定中止・廃止通知書によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業者に対し、随時補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後1月以内に、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費に関する領収書等の写し

- (3) 事業場内最低賃金の引上げ又は事業所得の増加を確認できる資料（賃金台帳、労働条件通知書、会計帳簿等）
- (4) 補助対象事業の実施内容を確認できる資料（写真等）
- (5) その他市長が必要とする書類
（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条に規定するグリーンな企業賃上げ環境整備支援事業実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、グリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助対象経費が増額となった場合であっても、補助金の額は、当初の交付決定額を超えないものとする。

（補助金の支払）

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（財産の処分及び管理）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

（帳票）

第18条 第8条に定めるグリーンな企業賃上げ環境整備支援事業補助金交付申請書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）3月2日から施行し、同年1月1日以後に行う第4条に規定する補助事業について適用する。

別表1（第2条関係）

区分	定義
中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
医療法人	医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人
社会福祉法人	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人
協同組合等	法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する協同組合等
その他市長が認める者	上記以外で事業を営む者であつて、市長が適当であると認めるもの

別表2（第5条関係）

区分	摘要	備考
設備等購入費	次の設備等の購入に要する経費 1 機械装置等 2 ソフトウェア、情報システム等	製作、開発、据付け、導入及び運用に関して実施される技術指導等に要する経費を含む。
利用料	次の設備等の利用（リース）に要する経費 1 機械装置等 2 クラウドサービス、ソフトウェア、情報システム等	補助対象期間内に新たに締結した契約に係る経費を対象とするものとし、契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間に対応する額を按分により算定する。
その他市長が認める経費	上記以外でチャレンジ宣言の実現に資するもの	